

## 春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）に対し、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供時に市内に住所を有している者で、バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したものと及び骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止されたもの
- (2) 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者
- (3) 骨髄等の提供に係る休暇制度（以下「ドナー休暇制度」という。）を設けている企業、団体等に属していない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、面談又は入院（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 確認検査のための通院
- (2) 最終同意のための面談
- (3) 健康診断のための通院
- (4) 自己血貯血のための通院
- (5) 骨髄等採取のための入院
- (6) 前5号に掲げるもののほか、バンクが必要と認める通院、面談又は入院

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナー（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供を完了又は中止した日から90日以内に、春日部市骨髄移植ドナー助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市

長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、面談又は入院をしたことを証明する書類

(2) 健康保険証の写し（生活保護受給者にあつては生活保護受給証の写し、支援給付受給者にあつては本人確認証の写し）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに審査を行い、申請者に対し、春日部市骨髄移植ドナー助成金交付決定・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 助成金の交付の請求は、春日部市骨髄移植ドナー助成金請求書（様式第3号）によるものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあつた日から施行する。

（春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱の廃止）

2 春日部市骨髄移植ドナー助成金交付要綱（平成30年3月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（要綱の見直し）

3 市長は、助成金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和5年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。